

管路の占用について

道路局路政課道路利用調整室

五十嵐係員

大野さん、できましたよ。

大野係員

えっ、もうできちゃったの？ 随分と早いね。じゃあ、ひととおり説明してみてもよ。

五十嵐係員

はい。まず、占用許可の適否については、道路法第三三条第一項の許可基準に照らして判断することになりますので、順に整理しました。まず、道路法第三二条第一項各号に該当するかどうかについてですが、第二号に規定する「水管」に該当します。次に、道路の敷地以外に余地がないためやむを得ないものであるかどうかについてですが、該当する道路へ面している新築住宅へ水道管を引き込むということから、歩道に埋設することはやむを得ないものと思います。それから、道路法施行令で定める許可基準についてですが、道路法施行令第一二条第三号において、埋設の深度に関する規定がありますけ

五十嵐係員

はい。えーっと、どんな内容なんだ(※1)。

※1 物件 水道管(住宅への引込み管)
材質 硬質塩化ビニル管口径二〇〇mm
埋設場所 歩道下
埋設深度 〇・六メートル
申請者 〇〇市水道局 等

(道路法令総覧と通達集を片手に、内容について調べ始める五十嵐係員)

(二〇分後)

ど、これは、水道管の本線を埋設する場合の規定(※2)ですので、今回の引込み管は直接は当てはまりません。水道管の本線以外ですと、口径三〇〇mm以下の硬質塩化ビニル管の場合は、平成一一年の通達で、埋設の深さは〇・五メートル以下としないこと(※3)となっておりますので、埋設の深度が今回〇・六メートルなのでしたら、技術的基準を満たしているということができると思います。

※2 道路法施行令第二二条

水管、下水道管又はガス管の占用については、第十条第一項第二号、第二項本文及び第三項の規定による外左の各号に掲げるところによらなければならぬ。

一及び二

三 水管又はガス管の本線を埋設する場合においては、その頂部と路面との距離は、一・二メートル(工事実施上やむを得ない場合にあつては、〇・六メートル)以下としないこと。四及び五 (略)

※3 「電線、水管、ガス管又は下水道管を道路

地下に設ける場合における埋設の深さ等については(平成二年三月三十一日付け建設省道路局路政課長、国道課長通達)記3(2)なお書き
なお、水管又はガス管の本線以外の線を歩道の地下に設ける場合は、その頂部と路面との距離は〇・五m以下としないこと。(後略)

それ以外の技術的基準についても、特に問題となるような点は見受けられませんでした。

よって、今回の事例について、占用を許可することはさしつかえないと思われま

大野係員

五十嵐君、すごいな。そのとおりだよ。通達の規定まで気が付くとは思ってなかったの
で、僕が説明しようかなと思っていたのに、赴任したばかりでそこまで理解しているなんて。着任する前に何か勉強したのかい。

五十嵐係員

実は、道路占用の担当となるということがわかってから、インターネットで関係する法律や国土交通省のホームページ等を検索して自分なりに調べていたんです。それから、図書館から道路法解説を借りて、関係する部分を読んできました。

菊池課長

それはいい心がけですね。大野君も見習った方がいいですよ。

大野係員

はあ。(まずいな、ここでは僕の方が先輩なんだからしつかりしないと。だけど、僕のパソコン壊れているから、インターネットが使えないんだよな。早く直そうっと。)

それじゃあ、五十嵐君、次はガス管の占用についても同じような相談が来ているから、考えてみてよ。

五十嵐係員

わかりました。今度はどんな内容なんだ(※4)。

※4

物件 ガス管(本線)
材質 ポリエチレン管口径二五〇mm
埋設場所 歩道下
埋設深度 〇・八メートル
舗装厚 〇・三メートル
申請者 △△ガス株式会社

五十嵐係員

あれっ、ガス用ポリエチレン管の場合、平成一年の通達の適用対象になるのは、口径が二〇〇mm以内のものだから、この場合は通達の適用対象にはならないですよ。そうすると、道路法施行令第一二条第三号の規定がそのまま適用されて、原則一・二メートルになるんじゃないでしょうか。工実施上やむを得ない場合に該当するかどうかですね。

大野係員

確かに言われてみればそうだね。ちよつと、工事内容を詳しく確認する必要があるね。

菊池課長

そこなんだけど、最近、ガス用ポリエチレン管については、口径が三〇〇mm以下のものについては、平成二一年の通達の適用対象とすることが可能であると認められるとの事務連絡が出ているんだよ(※5)。

※5 「ガス管を道路の地下に設ける場合における埋設の深さに関する取扱いについて」(平成一六年二月一七日付け国土交通省道路局路政課道路利用調整室課長補佐、国道・防災課長補佐事務連絡)

えっ、そうなんですか。だったら、さきほどの水道管と同じで、特に問題となる点は見受けられませんでしたので、占用を許可することとしてさしつかえないと思います。

五十嵐係員

(前略) 管径三〇〇mm以下のガス用ポリエチレン管については、平成二一年通達に定める浅層化措置の対象とすることが可能であると認められることから、当該管路を地下に設ける場合の埋設の深さにつき、適切に取り扱うこととされた。

菊池課長

お見込みのとおりだよ。これからもその調子で頑張ってください。

五十嵐係員

はい、今後ともよろしくお願いします。

菊池課長

大野君も負けないようにしつかりね。

大野係員

はい。(まずい、うかうかしているとあつと
いう間に追い抜かれてしまう…) (この項おわり)

【登場人物について】

菊池課長……長年道路管理事務を担当し、昨年一〇月に道路管理課長として、ある国道事務所に着任。
坂上係員……今年の三月まで占用担当の係員として当事務所に在籍。四月の人事異動により本局へ異動。

大野係員……採用三年目の占用担当の係員。菊池課長、坂上係員の下で二年間道路占用事務について勉強してきた。

五十嵐係員……今年三月に大学を卒業し、坂上係員の後任として、当事務所に着任したばかりの新人。